

# 高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程副専攻履修規則

平成 20 年 3 月 26 日  
規則 第 80 号

最終改正 平成 31 年 4 月 26 日規則第 14 号

## (趣旨)

第 1 条 高知大学学則第 63 条第 2 項に定める副専攻プログラムに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第 2 条 副専攻は、各専攻が開設した科目のうち開放科目及び副専攻プログラムとして履修を認められた科目から、特定の研究分野や目的に応じて体系的に編成された授業科目を履修することにより、主専攻における専門分野の修得に加え、主専攻以外の学際的・領域横断的分野や近接分野の幅広い知識と教養を身につけることを目的とする。

## (区分)

第 3 条 副専攻は、前条に定める科目から編成し、研究分野や目的等によりレディーメイド副専攻とオーダーメイド副専攻に区分する。

2 レディーメイド副専攻プログラムは、研究科が研究分野や目的等を示し編成するものとする。

3 オーダーメイド副専攻プログラムは、学生個々の研究分野や目的等に応じて編成するものとする。

## (申請・許可)

第 4 条 副専攻プログラムの履修を希望する学生は、指導教員の承認を得て、別に定める所定の期日までに所属する専攻の長を経て、研究科長に申請を行い、許可を得るものとする。

2 オーダーメイド副専攻については、申請後教務委員会でプログラムを決定し、研究科長の許可を得て履修するものとする。

3 その他申請等に関する手続については、別に定める。

## (履修認定)

第 5 条 副専攻の履修認定（以下「履修認定」という。）を希望する学生は、修了時までに関し当該副専攻プログラムから 16 単位以上修得しなければならない。

2 履修認定は、主専攻の修了判定と併せて審査し、研究科長が認定する。

3 研究科長は、履修認定を受けた学生に履修したことを証明する認定証（様式1又は様式2）を授与する。

（副専攻履修科目の単位）

第6条 履修認定を受けた副専攻プログラム履修科目の主専攻修了要件外の科目については、8単位までを主専攻修了要件単位として認めることができる。

2 副専攻の履修認定を受けた副専攻プログラムに主専攻の修了要件科目が含まれる場合の取扱いについては、各専攻の定めるところによる。

（履修の中止）

第6条の2 副専攻履修を中止しようとする学生は、所属する専攻の長を経て、研究科長に中止申請を行い、許可を得るものとする。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、副専攻の履修に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月17日規則第33号）

この規則は、平成21年9月17日から施行する。

附 則（平成25年1月21日規則第56号）

この規則は、平成25年1月21日から施行する。

附 則（平成28年2月15日規則第69号）

この規則は、平成28年2月15日から施行する。

附 則（平成30年2月26日規則第55号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第14号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

様式1 (第5条第3項関係)

第 号

高知大学大学院総合人間自然科学研究科  
修士課程 副専攻認定証

学専攻

氏 名  
年 月 日生

あなたは本学大学院総合人間自然科学研究科修士課程  
副専攻プログラムを履修したことを認定する

学専攻において

年 月 日

高知大学大学院総合人間自然科学研究科長

氏 名 印

様式2 (第5条第3項関係)

第 号

高知大学大学院総合人間自然科学研究科  
修士課程 副専攻認定証

学専攻

氏 名  
年 月 日 生

あなたは本学大学院総合人間自然科学研究科修士課程 学専攻  
( 準専攻)において 副専攻プログラムを履修したことを認定  
する

年 月 日

高知大学大学院総合人間自然科学研究科長

氏 名 印